

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第26回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成23年11月7日（月） 15：00～15：50

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委 員）新関輝夫，永尾広久，野口郁子，總山哲，山口幸雄（委員長）

（庶 務）江頭総務課長，東総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 司法修習生（新64期）の判事補任官希望者について

(2) 判事任命（上半期）候補者※に関する情報の取りまとめについて

※ 平成24年4月に弁護士から裁判官への任官を希望する任命候補者及び平成24年2月から9月までの再任（判事任命）候補者

(3) 指名候補者名簿の備考欄記載について

5 審議資料（添付省略）

90 10月31日付け裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付について（通知）

91 弁護士任官（4月期）候補者に関する情報目録

92 判事任命（上半期）候補者に関する情報目録

6 協議等

(1) 司法修習生（新64期）の判事補任官希望者について

庶務から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）委員長から当地域委員会地域委員長に対し、12月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者（新64期）が判事補に任命されるべき者として諮問され、これ

らの候補者に関する情報収集は不要であるが、特段の情報があれば受け付ける旨の通知（審議資料90）があったことが報告され、全委員が了承した。

(2) 判事任命（上半期）候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 平成24年4月に弁護士から裁判官への任官を希望する任命候補者（以下「弁護士任官候補者」という。）について

庶務から、審議資料91の情報8件は、いずれも情報提供の在り方については問題がない旨の説明があった後、審議され、審議資料91の情報は、すべて指名諮問委員会に送付することについて全委員が了承した。

イ 平成24年2月から9月までの再任（判事任命）候補者について

庶務から、審議資料92の情報5件は、いずれも情報提供の在り方については問題がない旨の説明があった後、審議され、審議資料92の情報は、すべて指名諮問委員会に送付することについて全委員が了承した。

なお、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 消極意見の中に、裁判官の適格性を判断する上で大きな意味があるものがある。

(3) 指名候補者名簿の備考欄記載について

庶務から、当委員会における任官候補者名簿の備考欄の記載方法については、第6回地域委員会（平成17年7月25日）において、「試行的に、今後1年間、福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁、福岡地方裁判所小倉支部に在職する再任候補者の指名候補者名簿に限り、所属部（民事部、刑事部の別）を記載する取扱いとし、その後の取扱いについては、試行結果を踏まえて、再度検討する。」とされたまま、その後、特に検討された記録がないこと及び再任候補者の異動期と情報収集依頼の時期が近接している場合には、所属部を記載しても再任候補者の特定に繋がらないことがある旨説明された後、審議され、今後、福岡高等裁判所本庁、福岡地方裁判所本庁、福岡地方裁判所小倉支部に在職する再任候補者の指名候補者名簿の備考欄に、情報収集時の所属部（「1

民」，「1刑」等の別）を記載する取扱いとすることで全委員が了承した。

(4) その他

委員から次のとおり意見が述べられた。

これまで述べてきたところであるが，指名諮問委員会（第49回）議事要旨3ページに「ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば，すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があった」との記載について，弁護士会が重点審議者を積極的に特定するための情報交換等は行っていないことを改めて指摘しておきたい。

7 次回及び次々回の福岡地域委員会の期日について

追って決定する。